特集

押さえておきたい相続関連手続

①いざというときに備えよう 相続発生前にできること

河野・川村・曽我法律事務所
弁護士　古澤 陽介

2002年東京大学法学部卒業。2003年弁護士登録（56期・東京弁護士会）、2009年から筑波大学法科大学院非常勤講師（現在は倒産法を担当。）

一　相続をめぐる近時の動向

高齢社会がますます進む中、ＪＡ職員の皆さんにおいては、組合員・利用者の方々から相続に関する質問やアドバイスを求められる場面も増えてきていることと思われます。そして、最近では、多岐にわたる改正項目が盛り込まれた民法（相続法）が改正される等、相続への関心もさらに高まりを見せています。

そこで、本稿では、組合員・利用者の方々が相続発生前に準備できることに焦点を当てていくつかのポイントを整理して見ていきます。

二　相続に関する基礎知識

相続発生前に準備できることを整理する前提として、相続に関する基礎知識を概観します。

1　遺言相続と法定相続

相続は、被相続人の死亡により開始します。被相続人の財産を相続によって承継する方法には二つあります。

第一は、被相続人が相続の仕方について「遺言」で意思を示している場合です。この場合、原則として遺言に従った相続がなされます（遺言相続）。

第二は、遺言がない場合です。この場合、民法のルールに従った相続がなされます（法定相続）。

2　法定相続人と法定相続分

(1)　法定相続人

被相続人の配偶者は、常に相続人となります。また、被相続人の配偶者のほか、①子、②直系尊属、③兄弟姉妹という順序に従って相続人となります。

(2)　法定相続分

民法で定められている法定相

特　集

押さえておきたい相続関連手続

②遺産承継手続のポイント

新成リーガル司法書士事務所

司法書士　阿形 太樹

2010年京都大学法学部卒。2013年司法書士試験合格。主な取扱分野は会社法、組織再編その他コーポレート業務、商業・法人登記業務全般のほか、顧客法人オーナーや税理士法人等経由で相続・事業承継案件にも多数携わる。

一　はじめに

被相続人の死亡後、相続人は死亡届の提出、葬儀等の法要や社会保険の脱退手続を済ませ、その後、被相続人が遺した相続財産（遺産）の承継手続を行う必要があります。被相続人の遺産承継は概ね**図表１**のようなプロセスで行われます。

本稿では、相続人となった組合員・利用者が行うことになる各種手続の内容についてこのSTEPごとに解説します。

なお、本稿における遺産承継の手続きは各相続人が円満に協力してこれを行うというもっとも基本的なケースを想定しています。遺言執行者が遺言において定められているケースや、相続人間で紛争状態に陥っているケース、相続放棄や限定承認等の家庭裁判所に対する相続手続を執っているケースについてはすでに専門家が関与している場合も多いため、本稿では割愛します。

二　遺産承継手続のプロセス

STEP1　相続人調査

被相続人の相続財産を承継するのは原則として相続人となります。よって、被相続人の相続人は誰なのかをまず確定する必要があります。民法では、相続人は次のとおり定められています（**図表２**）。

・被相続人に子がいる場合、被相続人の配偶者とその子全員（子が被相続人の死亡以前に死亡している場合は、死亡している子の直系卑属（代襲相続人）を含む）

・子（代襲相続人も含む）がいない場合、被相続人の配偶者と被相続人の直系尊属

・子も直系尊属もいない場合、被相続人の配偶者と被相続

特集

押さえておきたい相続関連手続

③事例でわかる相続対策を活用した提案

有限会社エム・エム・トラスト
人材開発コンサルタント
土橋 沙綾香

行政書士・社労士。相続発生後、戸籍謄本取得や協議書作成、金融機関への相続手続申請、年金に関する申請など、遺族の相続手続のサポートを行う。相続対策・遺言作成に関するアドバイスも行っている。

一　はじめに

昨今、相続に関する話題は注目を集めており、ＪＡ職員においては、組合員・利用者の要望に沿えるよう、相続に関する知識を身につけておく必要があります。

本稿では、相続対策を活用した提案について、事例をとおして解説していきます。

二　事例　A様の場合

概要

・Aさん（七〇代男性）が定期貯金解約のため来店
・ご家族は妻、長男、長女の四名
・お子様は二人とも独立していて、息子夫婦には昨年子どもが生まれた
・娘も近々出産予定

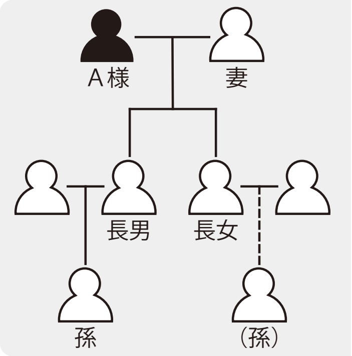

【トーク例】

（A様）「自分の定期貯金を解約して、長男と長女に半分ずつ振り込みたいんだ。娘のところにももうすぐ孫が生まれるし、子どもたちも大変かなと思ってね」

（JA職員）「そうなんですね、おめでとうございます。A様の定期貯金は五〇〇万円ですので、お子様お二人に二五〇万円ずつのお振込みでしょうか。その場合、お子様たちが贈与税を申告・納税する必要があるかと思いますが、よろしいですか？」